

令和8年度スマホ教室におけるヨメテル登録サポート事業の 公募について

1. 背景・目的

一般財団法人日本財団電話リレーサービス（以下「財団」という。）は、聴覚障害者等の電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、令和7年1月23日から自身の声で通話相手に伝え、通話相手の声を文字で読むことができるサービスとして文字表示電話サービス（以下「ヨメテル」という。）を提供している。

日本には約1400万人（「Japan Trak 2025 調査報告」（（一社）日本補聴器工業会）および「人口推計」（総務省）より試算）の難聴者がいると想定されるが、「ヨメテル」の登録者数は令和8(2026)年6月現在、約4200人と、普及状況は十分とは言えない。特に高齢者層において、アプリのダウンロードから登録まで間に離脱する事象が起きている。

このような背景を踏まえ、本事業は高齢者にとってスマホリテラシーに関する情報拠点である携帯ショップにおいて、受講者に対して、講師が登録のサポートを行うことで「ヨメテル」の登録の円滑化を図り、登録を促進することを目的とする。

2 業務名

携帯ショップでのスマホ教室におけるヨメテルの説明会、登録サポートの開催

3 委託期間

令和8年10月1日～令和9年3月31日

4 選定数

1社

5 業務内容

- (1) スマホ教室「ヨメテル登録サポート」の開催
- (2) 報告（月次報告書の作成、提出）
- (3) 請求（請求書の作成、提出）
- (4) その他、研修等本活動に必要な業務

6 応募資格

- (1) 株式会社、合同会社、一般財団法人、一般社団法人、公益法人等、本業務を適切に遂行できる法人格を有すること。
- (2) 応募者又はその役員等（注1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注2）に該当しないこ

と。

注1：取締役、監査役、執行役、支店長、理事、評議員、監事等その他経営に実質的に関与している者

注2：暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準ずる者

- (3) 経営状況が健全であり、委託期間中、問題なく本業務を遂行できること。
- (4) 破産手続開始決定、民事再生手続開始決定、会社更生手続開始決定等の申立て手続中でないこと。
- (5) 国（各府省庁）、地方公共団体等から、指名停止又は競争入札参加資格停止若しくは営業停止を受けていないこと。
- (6) すでに企業・法人としてスマートフォンの操作方法に関する顧客への説明、体験機会等の提供を行っていること。
- (7) 実店舗にて対面での登録サポートを行うことができること。 ※オンライン開催不可
- (8) ヨメテルの機能・操作に精通している講師を起用できること。

7 応募の手順およびスケジュール

(1) 公募要項の公表

- ① 期間：令和8年8月17日（月）から
- ② 方法：ヨメテルWebサイト等
- ③ 担当：（一財）日本財団電話リレーサービスカスタマーリレーションチーム（普及啓発担当）

※ 応募要項についてのご質問やご相談は、メール（manabu@nftrs.or.jp）にてご連絡ください。

(2) 応募の受付

- ① 受付期間：令和8年8月17日（月）～9月2日（水）
- ② 提出先：manabu@nftrs.or.jp
- ③ 担当：（一財）日本財団電話リレーサービスカスタマーリレーションチーム（普及啓発担当）

※ 当財団の指定する様式を許可なく加工して用いた場合、応募資格を満たさない場合、書類等の内容に虚偽又は不正の記載があった場合、応募は無効とします。

(3) 審査等

- ① 審査：令和8年9月2日以降
- ② 結果通知：令和8年9月11日以降
- ③ 契約：随時相談

8 審査方法等

(1) 審査方法

当財団では、提出された提案書等の書類について、応募資格を満たしていることを確認の上、書面審査を行います。審査は、次表の審査項目・審査基準について、総合的に勘案し、受託予定者を選定します。

(2) 審査結果の通知

審査結果については応募者に通知します。

9 選定後の取り扱い

(1) 契約の締結

受託予定者として選定され、関係機関との合意形成等の必要な手続きが完了した場合、契約を締結します。

(2) 選定の取り消し

当財団は、受託予定者として選定されたものが、次のいずれかの項目に該当した場合、選定の取り消しができるものとします。

- ① 応募資格や提出書類の内容に虚偽や不正があった場合
- ② その他、選定を取り消すのに相当の理由があると認められる場合

10 提出書類

以下の書類をご準備いただき、以下の送付先までメールでお送りください。

(1) 提案書類（企画書）

※様式は問いません。

※企画内容や金額などを確認し審査いたしますので、十分ご理解の上、作成をお願いいたします。

※必ずスマホ教室の開催数、登録目標数についてご明記ください

(2) 見積書

- ・対象経費：人件費、備品費、その他経費

※様式は問いません。

※1 見積書フォーマットを活用する場合は、ホームページよりダウンロードください。

※2 見積金額は見込額での記載で構いません。

※3 見積金額は契約時の上限金額とし、精算時は実費での精算となります。

※4 インボイス登録事業者であるか否かを記載ください。また、インボイス未登録者の場合、消費税を見積書から除外してください。

11 その他

提出書類の作成及び送付に要する費用は応募者の負担とします。

提出された書類は返却いたしませんので、応募者で必要に応じて写しを保管してください。

提出書類に係る著作権は各応募者に帰属するものとします。

その他、本応募要項に定めがないものについては、当財団と協議の上、取り決めるものとします。